

第 3 章 防災組織

第3章 防災組織

災害の予防、応急対策及び復旧対策等の防災諸活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、防災に関する組織及び運営等に関する事項を定め、災害対策の実施体制の確立を図るものとする。

第1節 防災会議

災害対策基本法第16条第6項の規定に基づき、上川町防災会議を設置し、その構成及び運営は、次のとおりである。

第1 組織

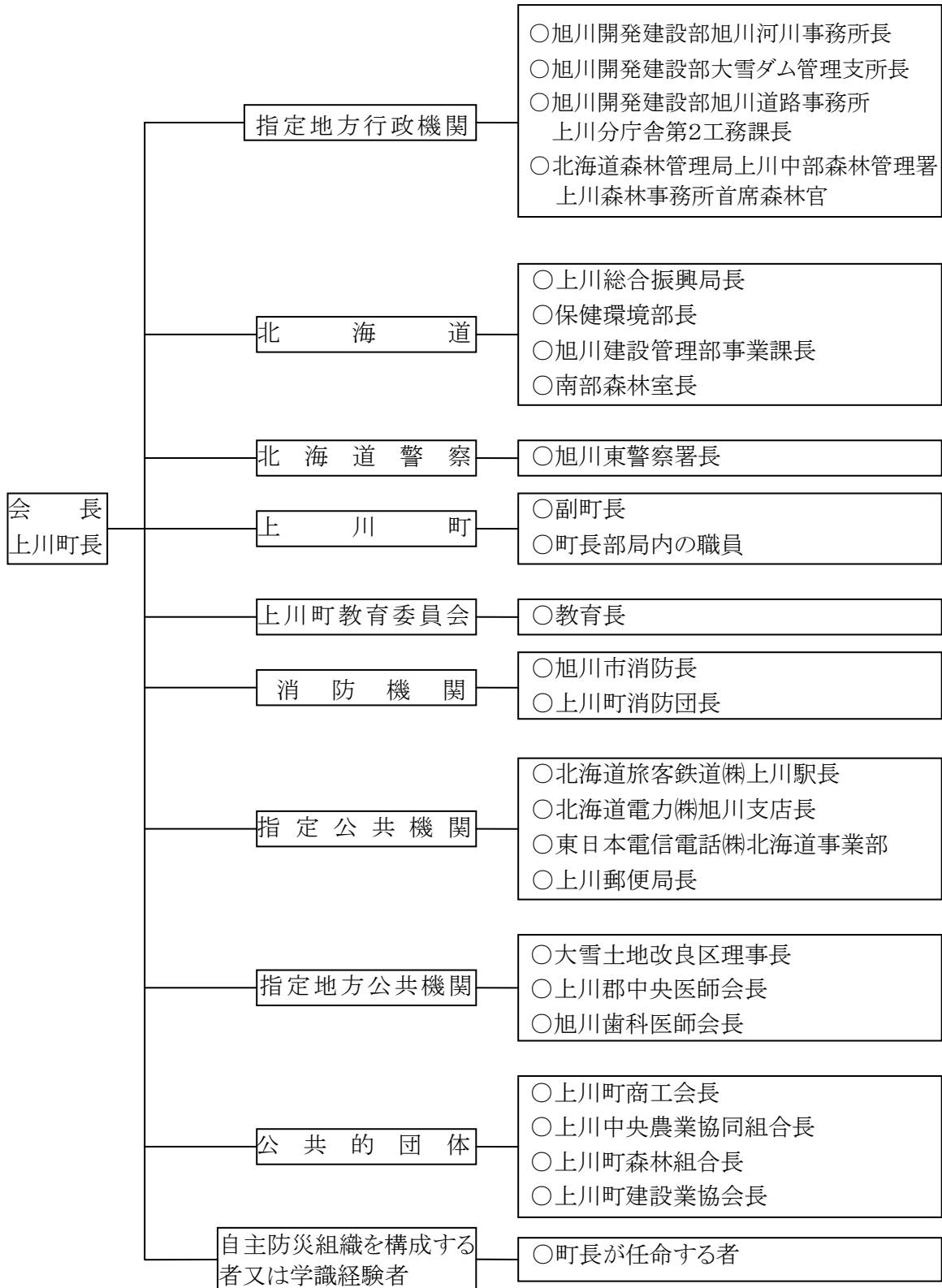
上川町防災会議は、町長を会長とし、上川町防災会議条例（昭和37年条例第21号）第3条第5項の規定により、町長が任命した防災関係機関の長等を委員として組織するものであり、その所掌事務は、本町における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、災害情報の収集、関係機関相互間の連絡調整を行うことを任務とする。

組織及び運営の概要は次のとおりである。

第2 運営

上川町防災会議条例及び上川町防災会議運営規程の定めるところによる。

防災会議の組織



第2節 災害対策本部

第1 災害対策本部

1 設置、廃止及び公表

(1) 災害対策本部の設置

災害対策基本法第23条第1項の規定に基づき、町長は、次に掲げる事項に該当し必要があると認めるときは、災害対策本部を設置するものとする。

ア 大規模な災害が発生する恐れがあり、その対策を要するとき

イ 大規模又は広範囲な災害が発生し、特に対策を要するとき

ウ 気象警報を受け、非常配備体制をとることが必要と認められるとき

エ 震度5弱以上の地震が発生し、非常配備体制をとることが必要と認められるとき

オ その他町長が必要と認めたとき

(2) 現地対策本部の設置

災害対策基本法第23条第5項の規定に基づき、町長は、災害地にあつて当該災害対策本部の事務の一部を行う組織として必要があると認めたときは、現地災害対策本部を設置するものとする。

現地対策本部長は町長が任命するものとし、被災現場での指揮及び関係機関との連絡調整等を行うものとする。

(3) 廃止

町長は、災害の発生する恐れが解消したと認めた場合、又は災害対策活動が完了した場合に本部を廃止する。

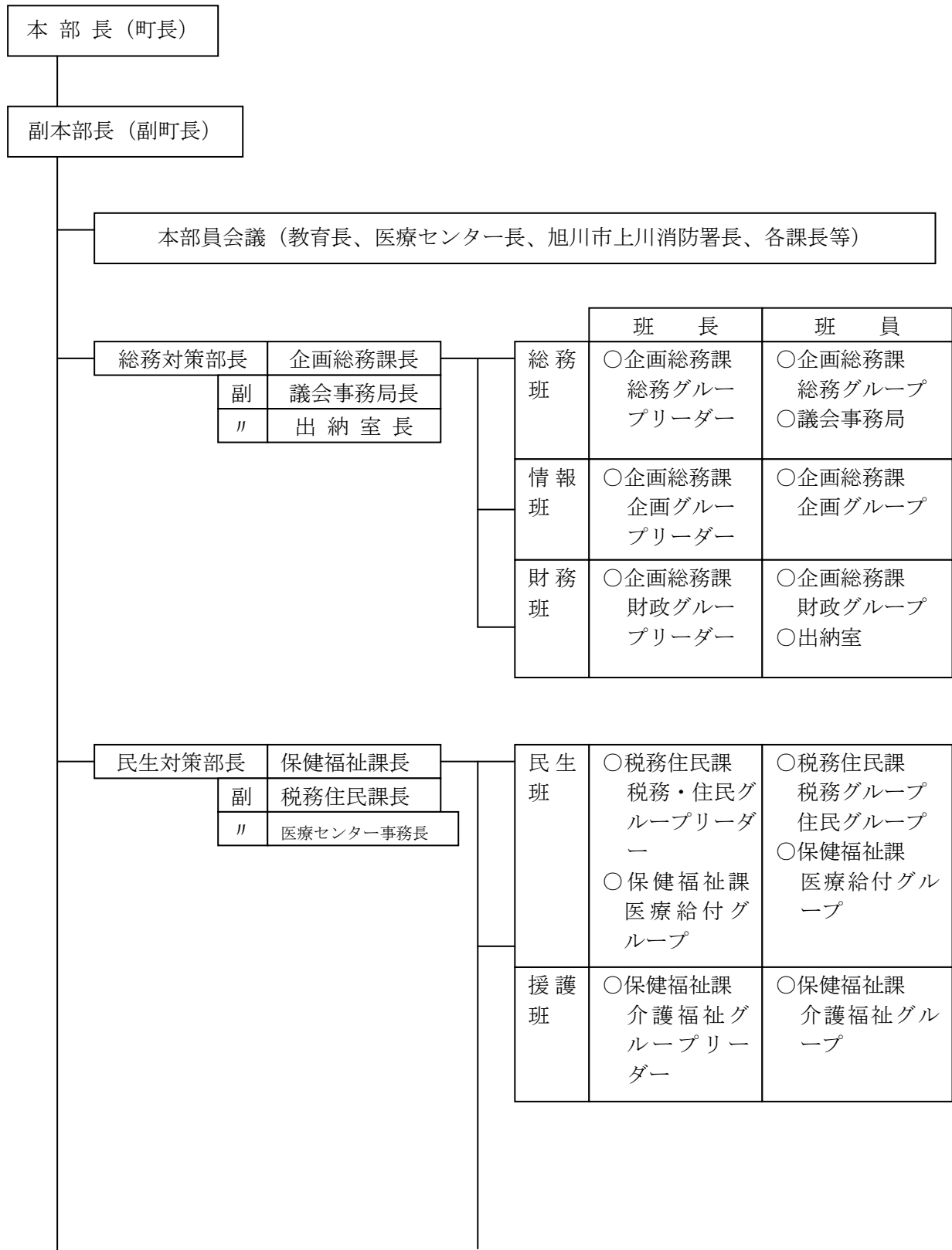
(4) 通知公表

町長は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちに本部員及び各関係機関に通知するものとする。一般住民に対しては、電話又は広報車等により周知する。

2 組織

災害対策本部は次のとおり組織する。

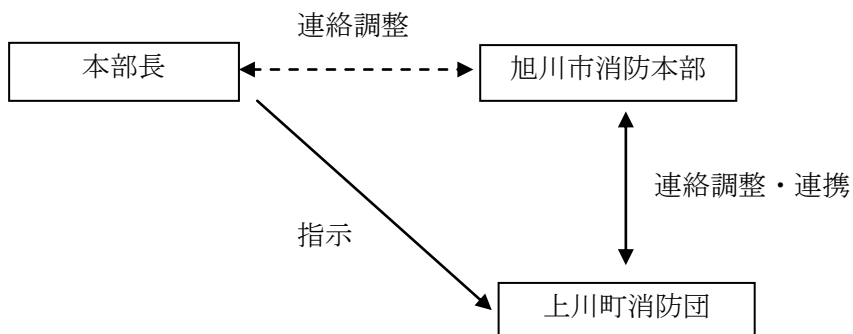
災害対策本部組織図



					班 長	班 員
				衛 生 班	○保健福祉課 介護福祉グループリーダー	○税務住民課 住民グループ (環境担当) ○保健福祉課 健康増進グループ
				医 療 班	○医療センター事務局次長	○医療センター医療事務グループ

		班 長	班 員
文教対策部長	教育次長	学 校 教 育 班	上川町教育委員会 ○学校教育グループ ○社会教育グループリーダー
	副 教育次長補佐		
	〃 中央保育所長		
		学 校 給 食 班	○中央保育所長 ○学校給食センター職員 ○中央保育所職員

消防機関



3 任務分担

災害対策本部の各部・各班の分担は次のとおりとする。

部名	班名	事務分掌
総務 対 策 部	総務班	1 避難場所の設置及び被災者の収容に関する事 2 避難所との連絡調整に関する事 3 住民の避難誘導に関する事 4 庁舎の整備及び町有施設の災害対策に関する事 5 災害に係る職員の公務災害補償に関する事 6 災害に係る派遣職員の給与等の決定及び支給に関する事 7 災害ボランティア等の受入れ計画に関する事 8 労務供給に関する事 9 その他各部に属しない事項に関する事
	情報班	1 各部、部内の総括及び連絡調整に関する事 2 災害対策本部の設置及び廃止に関する事 3 災害対策本部の庶務に関する事 4 災害情報の収集及び伝達に関する事 5 警報の伝達及び避難場所の周知に関する事 6 防災会議、関係機関等との連絡調整に関する事 7 報道機関との連絡調整に関する事 8 災害の広報に関する事 9 広域応援計画に関する事 10 自衛隊の災害派遣要請依頼に関する事 11 被害状況の収集、集計、報告に関する事 12 災害日誌及び記録に関する事
	財務班	1 災害対策の予算及び資金に関する事 2 災害時の車両の確保及び配車に関する事 3 災害物資の購入及び調達に関する事 4 救助物資及び義援金品の受入・管理・配分に関する事 5 輸送計画に関する事
民生 対 策 部	民生班	1 部内の総括及び連絡調整に関する事 2 医療及び福祉施設の被害調査及び災害対策に関する事 3 避難所の開設及び管理に関する事 4 被災者の相談に関する事
	援護班	1 避難行動要支援者の保護に関する事 2 生活保護に関する事 3 被災者の救助・行方不明者の捜索に関する事 4 日赤救助活動との連絡調整に関する事

部 名	班 名	事 務 分 掌
民 生 対 策 部	衛 生 班	1 感染症の予防に関すること
		2 被災者の保健衛生指導に関すること
		3 被災地の防疫・清掃指導に関すること
		4 被災地の環境衛生・食品衛生に関すること
		5 飲料水の水質検査及び指導に関すること
		6 被災地の医薬品・衛生資器材の調達に関すること
		7 死体の処理に関すること
		8 廃棄物の処理に関すること
		9 放浪動物の捕獲及び収容に関すること
	医 療 班	1 医療班の編成に関すること 2 医療班の応援要請に関すること 3 医療救護活動に必要な医薬品・医療資器材の調達に関すること 4 入院患者及び通院患者の避難誘導に関すること 5 被災者の応急医療・看護に関すること
産 業 経 済 対 策 部	農 林 水 産 畜 産 班	1 部内の総括及び連絡調整に関すること
		2 農作物・農業用施設の被害調査及び災害対策に関すること
		3 被災農家の相談・指導に関すること
		4 農作物の防疫に関すること
		5 林産物・林業用施設の被害調査及び災害対策に関すること
		6 町有林の被害調査及び災害対策に関すること
		7 林野火災に関すること
		8 林野の防疫に関すること
		9 家畜及び家畜施設の被害調査及び災害対策に関すること
		10 家畜の応急救護、防疫、飼料の確保に関すること
		11 死亡獣畜の処理に関すること
	商工観光班	1 部内の総括及び連絡調整に関すること 2 商工及び工鉱業の被害調査及び災害対策に関すること 3 観光施設・観光地の被害調査及び災害対策に関すること
土 木 対 策 部	土木建築班	1 部内の総括及び連絡調整に関すること
		2 公共土木施設、道路、橋りょう、河川等の被害調査及び災害対策に関すること
		3 危険区域の巡視に関すること
		4 交通規制等の措置に関すること
		5 除雪に関すること
		6 障害物の除去に関すること
		7 公共施設（建築物）、町営住宅の被害調査及び災害対策に関すること
		8 避難所、救護所の応急仮設に関すること
		9 応急仮設住宅の設置に関すること
		10 災害時における住宅の応急修理に関すること
	上下水道班	1 上下水道施設の被害調査及び災害対策に関すること 2 給水計画に関すること

部名	班名	事務分掌
文教対策部	学校教育班	1 部内の総括及び連絡調整に関すること
		2 児童生徒への連絡調整及び避難に関すること
		3 各学校及び教育関係機関との連絡調整に関すること
		4 学校施設・社会教育施設・体育施設の被害調査及び災害対策に関すること
		5 学校施設・社会教育施設・体育施設の応急利用に関すること
		6 避難場所の開設及び管理の応援協力に関すること
		7 災害時の学用品の給与及び応急教育に関すること
		8 教育関係義援金品の受入・管理・配分に関すること
	学校給食班	1 災害時における学校給食対策に関すること
		2 災害時における炊き出しに関すること
		3 給食設備、給食用物資の被害調査及び応急対策に関すること
		4 給食設備の衛生管理に関すること

4 運営

本部の運営は、上川町災害対策本部条例（昭和38年条例第28号）の規定による災害応急対策の総合調整、その他防災に関する重要事項を対策部長会議で協議する。

(1) 対策部長会議

対策部長会議は、本部長・副本部長及び各対策部長で組織する。

ア 対策部長会議の協議事項

- (ア) 本部の配備体制の決定及び廃止に関すること
- (イ) 災害情報・被害状況の分析と、これに伴う対策活動の基本方針に関すること
- (ウ) 防災関係機関に対する応援の要請に関すること
- (エ) その他災害対策に関する重要な事項

イ 対策部長会議の開催

- (ア) 対策部長会議は、本部長が必要により招集し開催する。
- (イ) 各対策部長は、それぞれの所管事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。
- (ウ) 各対策部長は、必要により所属の職員を伴って会議に出席することができる。
- (エ) 各対策部長は、会議の招集を必要と認めるときは、総務対策部長にその旨を申し出るものとする。

ウ 会議事項の周知

会議の決定事項のうち、本部長又は各対策部長が本部職員に周知する必要があると認めた事項については、速やかにその徹底を図るものとする。

エ 各対策部及び各班の任務分担

- (ア) 各対策部及び各班の任務分担は、「3 任務分担」のとおりとする。
- (イ) 各対策部長は、本部長の指示に従い、部内の事務又は業務を掌握し所属の職員を指揮監督する。
- (ウ) 各班長は、対策部長の指示に従い、班の事務及び業務を処理する。
- (エ) 終了したときは、総務対策部長に事務の報告又は帳簿等の引継を行うものとする。

5 対策本部の配備体制

(1) 非常配備に関する基準

ア 災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合において、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、非常配備体制をとるものとする。

ただし、対策本部が設置されていない場合においても、気象情報又は災害情報に応じ非常配備体制をとるものとする。

イ 非常配備の種別・配備内容・配備時期等の基準は次のとおりとし、配備の決定は本部長が行う。

種 別	配 備 時 期	配 備 内 容
第1非常配備 (準備体制)	1 気象警報を受けたとき 2 震度4の地震が発生したとき 3 その他本部長が必要と認めるとき	必要に応じて、各部・班の少数の者を配備し、情報の収集・連絡等を行う。 また、第2非常配備に円滑に移行できる体制をとるものとする。
第2非常配備 (警戒体制)	1 局地的に災害が発生したとき 2 気象状況により大規模な災害が予想されるとき 3 震度5弱及び震度5強の地震が発生したとき 4 その他本部長が必要と認めるとき	必要に応じて、災害に対処し得るだけの関係各部の所要人員を動員し、災害応急活動ができる体制をとるものとする。
第3非常配備 (非常体制)	1 広域に亘る災害又は重大な災害が発生したとき 2 震度6弱以上の地震が発生したとき 3 その他本部長が必要と認めるとき	全職員を動員し、状況により、それぞれの災害応急活動ができる体制をとるものとする。

(備考) 1 災害の規模及び特性に応じ、上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

(2) 非常配備における動員範囲

第一非常配備の際の動員範囲は、各担当部の責任者とする。

第二非常配備の際の動員範囲は、各担当部の担当職員とする。

第三非常配備の際の動員範囲は、全職員とする。

6 本部を設置しない場合の準用

町長は、災害の程度が本部設置に至らない小規模の災害については、関係部課による災害対策部を編成・設置し応急対策を実施させるものとし、配備体制等については本部設置の場合を準用する。

第3節 気象業務に関する計画

暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水、地震等による災害を未然に防止し、その被害を軽減するため、災害予警報の伝達方法、及びこれらの異常現象発見者の通報義務並びに施設の整備等、気象に関する組織業務実施のための必要な災害関係情報の収集、通報伝達は次の定めるところによる。

第1 気象警報等の伝達計画

災害に関する予警報及び情報等の伝達を迅速確実に行うための伝達系統等については、次のとおり定める。

1 伝達を要する気象予警報、情報等の種類

伝達を要する気象予警報、情報等は次のとおりであるが、伝達はいくまでも影響を及ぼすと思われる地域及び関係先のみ行うものとする。

(1) 種類及び発表基準

ア 特別警報

警報の発表基準をはるかに超える異常な現象が予想され、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。発表は市町村単位で行われる。

現象の種類	該 当 す る 条 件
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となることが予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨と予想される場合
暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
大 雪	数十年に一度の降雪量となることが予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、雪が伴う暴風雪が吹くと予想される場合

イ 気象警報・注意報

(ア) 気象警報

種 別	発 表 さ れ る 基 準
大 雨 (雨量)	1 時間 50mm以上（ただし総雨量、80mm以上）/土壌雨量指数基準：120 3 時間 80mm以上 24時間 120mm以上、山地150mm以上
大 雪	12時間降雪の深さ又は12時間積雪の差（3時間毎の増分の合計）40cm以上
暴 風（平均風速）	16m/S以上（旭川市22m/S以上）
暴風雪（平均風速）	16m/S以上（旭川市20m/S以上）で雪による視程障害を伴う。
洪 水 (雨量)	3 時間 80mm以上 24時間 120mm以上、山地150mm以上 ただし融雪期は雨量と融雪量（相当水量）の合計

(イ) 注意報

注 意 報 名	該 当 す る 条 件
大雨 (雨量)	1 時間 30mm以上 / 土壌雨量指数基準：90 3 時間 50mm以上 24時間 80mm以上、山地100mm以上
大 雪	12時間降雪の深さ又は12時間積雪の差(3時間ごとの増分の合計) 25cm以上
濃 霧	視程200m以下
強風（平均風速）	12m/S 以上（旭川市16m/S以上）
風雪（平均風速）	10m/S 以上（旭川市14m/S以上）で雪による視程障害を伴う。
雷	落雷等により被害が予想される場合
乾 燥	最小湿度30%以下で実効湿度60%以下
雪 崩	①24時間降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ50cm以上で日平均気温5℃以上
着 雪	気温が0℃位で強度並以上の雪が数時間以上継続
融 雪	融雪に相当する水量と24時間雨量の合計が60mm以上
霜	最低気温3℃以下
低 温	4月～6月、8月中旬～10月（平均気温）平年より6℃以上低い 7月～8月上旬（気温）14℃以下が12時間以上継続 11月～3月（最低気温）平年より12℃以上低い
洪水 (雨量)	24時間 80mm以上、山地100mm以上 ただし融雪期には雨量と融雪量（相当水量）の合計

(ウ) 記録的短時間大雨情報（1時間雨量）

1時間雨量：90mm

(2) 火災に関するもの

火災警報は、消防法の規定により気象官署より発表される火災気象通報を受けた、町の消防事務を受託している旭川市長が行うものである。火災の発生しやすい条件、又は火災が発生した場合大火になりやすい条件に達することが予想される場合に発令するものとする。

警報の基準は次によるものとする。（旭川市火災予防規則）

ア 実効湿度が60%以下で、最小湿度30%以下であって、最大風速12m/s以上のとき又は12m/S以上になる見込みがあるとき

イ 平均風速17m/S以上のとき又は17m/Sになる見込みがあるとき

2 気象予警報の伝達系統

次に示す「気象予警報伝達系統図」に基づき、電話、無線、広報車、その他最も有効な方法により通報、伝達するものとする。

(1) 注意報及び警報等を収受した場合の措置

ア 執務時間中の場合

(ア) 各系統機関から町に通知される注意報及び警報等は、総務対策部長が受理するものとする。

(イ) 総務対策部長が(ア)の通知を受理したときは、必要に応じ関係各課長及び関係機関に通知するとともに、防災上必要があるときは、直ちに一般住民に周知するものとする。

イ 夜間休日等の場合

宿日直者（警備員）がア(ア)に準じて受理し、直ちに総務対策部長に連絡する等適切なる措置を講ずることとする。

気象予警報伝達系統図

